

中小企業



荒川区役所
3802-3111(代)



経営相談

○融資相談 経営、経理、販売、資金繰り、税務、転・開業等について、中小企業診断士や税理士等の専門家が相談を受け付けます。相談の内容によって相談日が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
(中小企業診断士との相談は午前9時30分から)
火曜日、午後1時～4時 (税理士)

○企業相談

企業相談員が、受・発注の開拓を始め、情報の提供、技術、経営改善等について、訪問相談を行っています。

○産学連携による企業支援

産学連携推進員が、区内中小企業のモノづくりに関わる新事業展開に必要な大学や各種支援機関等とのネットワークを構築し、課題解決から販路開拓まで幅広く支援しています。

○創業相談 月～金曜日、午前9時30分～午後5時15分

問 経営支援課経営支援係 (区役所6階)
内線 459

○経営・融資相談 月～金曜日、午前9時～午後5時

○法律専門相談 第2木曜日、午後1時～4時

○税務専門相談 (1月～3月)

※相談日時は、お問い合わせください

問 東京商工会議所荒川支部
荒川区荒川2-1-5セントラル荒川ビル9階
3803-0538

○融資相談 月～金曜日、午前9時～午後5時

問 東京都産業労働局金融部金融課
新宿区西新宿2-8-1都庁第一本庁舎19階北側
5320-4877

○経営相談 月～金曜日、午前9時～午後5時

中小企業が抱えるさまざまな問題に対し、専門家による各分野(融資・創業・税務・労務・IT・貿易・デザイン・事業継承・法律等)の相談窓口

を運営しています。また、取引情報の提供や取引に関する紛争処理も行っています。相談日時等、詳細はお問い合わせください。

問 公益財団法人東京都中小企業振興公社

千代田区神田佐久間町1-9
3251-7881

問 公益財団法人東京都中小企業振興公社
城東支社 (仮移転中)

葛飾区東金町1-23-2滝澤金町ビル2階
5648-6606

中小企業の知的財産(特許等)の保護・活用等の促進を目的に、相談事業、普及啓発事業、助成事業の3つを主な事業として、中小企業の支援を行っています。

問 東京都知的財産総合センター

台東区台東1-3-5反町商事ビル1階
3832-3656

工業技術等に関する相談は

問 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
江東区青海2-4-10 5530-2111

問 公益財団法人東京都中小企業振興公社
城東支社 (休館中)

葛飾区青戸7-2-5 5680-4631

問 東京都立皮革技術センター
墨田区東墨田3-3-14 3616-1671

問 東京都立食品技術センター
千代田区神田佐久間町1-9 5256-9251

問 東京商工会議所荒川支部
荒川区荒川2-1-5セントラル荒川ビル9階
3803-0538

東京都計量検定所

商品の量目や計量器その他計量に関する疑問等にお答えします。

営業用に使うはかりは、2年に1度定期検査を受けることが義務づけられています。

問 東京都計量検定所

江東区新砂3-3-41
5617-6638

事業主の退職金制度

◎小規模企業共済制度

問 独立行政法人中小企業基盤整備機構(共済相談室)

港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル

☎ 050-5541-7171

問 東京商工会議所荒川支部

荒川区荒川2-1-5セントラル荒川ビル9階

☎ 3803-0538

都立産業貿易センター

展示会等にご利用ください。

問 台東館

台東区花川戸2-6-5 ☎ 3844-6190

問 浜松町館

港区海岸1-7-1 ☎ 3434-4242

中小企業基盤整備機構と業務提携

産業振興施策の一層の充実を図るために、中小企業支援の専門機関である、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)と業務提携しています。

中小企業への支援やベンチャー企業(新興企業)の育成、中小企業の再生、情報交換等の分野で連携し、区内企業への支援強化を図っています。

問 経営支援課経営支援係(区役所6階)

☎ 内線 459

問 独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部

港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル3階

☎ 5470-1637

経営セミナー

事業者や従業員の専門的知識の向上を図るために、経営に関する講座を開催しています。

問 産業振興課商業振興係(区役所6階)

☎ 内線 468

問 経営支援課経営支援係(区役所6階)

☎ 内線 459

区の融資制度

中小企業融資は、中小企業者等に対し、事業経営に必要な資金を融資あっせんするものです。

利用できる方

○区内に住所または事業所があること

・個人…住所または営業の本拠地

・法人…本社登記かつ営業の本拠地

※本社登記があっても事業の実態が無い場合は対象になりません

○区内で引き続き1年以上同一の事業を営んでいること

○各種の税金を完納していること

・個人…所得税、住民税、事業税等

・法人…法人税、事業税等

○東京信用保証協会の保証対象業種であること

○許認可等を要する事業は、その許認可を得ていること

※上記の貸付条件等は、令和7年4月1日現在。貸付条件等が改定されていることもあります

※区の融資制度一覧表は→P106~109

問 経営支援課融資係(区役所6階) ☎ 内線 467

区以外の融資制度

○東京都中小企業融資制度

問 東京都産業労働局金融部金融課

☎ 5320-4877

○信用保証制度

問 東京信用保証協会千住支店

足立区千住仲町40-10住友生命北千住ビル2階

☎ 3888-7231

○政府系金融機関

問 株式会社日本政策金融公庫千住支店

〈国民生活事業(旧国民生活金融公庫)〉

業務区域:荒川・町屋・南千住

☎ 0570-031482 (ナビダイヤル)

〈中小企業事業(旧中小企業金融公庫)〉

足立区千住仲町41-1大樹生命北千住ビル

☎ 3870-2125

問 株式会社日本政策金融公庫上野支店

〈国民生活事業(旧国民生活金融公庫)〉

業務区域:尾久・日暮里

台東区東上野2-18-10日本生命上野ビル

☎ 0570-032371 (ナビダイヤル)

問 商工組合中央金庫上野支店

台東区上野1-10-12

☎ 3834-0111

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするために、無担保・保証人不要・低金利で商工会議所の推薦により融資を受けられる、国の融資制度です。

融資限度額 2000万円

利用できる方

- 従業員20人以下（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主
- 税金（法人税・所得税等）を完納している方
- 日本政策金融公庫の融資対象の業種を営んでいる商工業の方
- 商工会議所の経営・金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる方
- 最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を行っている方
- ※区では、マル経融資の支払利子の半額を3年間補助します

問 東京商工会議所荒川支部

荒川区荒川2-1-5セントラル荒川ビル9階
☎3803-0538

中小企業の仕事の紹介・あっせんは

問 公益財団法人東京都中小企業振興公社

千代田区神田佐久間町1-9

☎ 3251-7881

問 公益財団法人東京都中小企業振興公社城東支社

葛飾区青戸7-2-5

☎ 5680-4631

見本市に出展するときは

製品等見本市・展示会に出展する際に、出展料・展示装飾費・搬送委託費等の一部を補助します。

問 経営支援課経営支援係（区役所6階）

☎内線 459

産業財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)を取得するときは

産業財産権を取得する際の、申請料・審査請求料・弁理士費用等の費用の一部を補助します。

問 経営支援課経営支援係（区役所6階）

☎内線 459

新製品・新技術を開発するときは

実用化の見込みがある新製品または新技術を研究・開発するための、「試作品」製作経費の一部を補助します（新規性、実現性、市場性等について、審査があります）。

問 経営支援課経営支援係（区役所6階）

☎内線 459

ISO認証等を取得するときは

ISO認証等を取得する際の、審査機関の審査経費やコンサルタント委託経費等の一部を補助します。

問 経営支援課経営支援係（区役所6階）

☎内線 459

屋外広告物

看板・広告板・はり札・はり紙等の屋外広告物の掲出には、許可が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

問 土木管理課占用係（区役所北庁舎2階）

☎ 3802-4872

経営セーフティ(中小企業倒産防止)共済制度

中小企業の連鎖倒産を未然に防ぐための制度です。加入後6か月以上を経過して、万一取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形等の回収が困難になった場合に、無担保、無保証人、無利子で共済金の貸付が受けられる制度です。

問 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(共済相談室)

港区虎ノ門3-5-1虎ノ門37森ビル

☎ 050-5541-7171

■中小企業融資

融資の種類、ご利用いただける方の要件、融資条件等の概要は下記のとおりです。詳細は、お問い合わせください。

問 経営支援課融資係 (区役所6階) ☎内線 467

融資の種類		ご利用いただける方
	運転資金融資	中小企業者等 ▷製造業等…資本金3億円以下または従業員300人以下 ▷卸売業…資本金1億円以下または従業員100人以下 ▷小売業・サービス業…資本金5000万円以下または従業員50人以下 (サービス業は、従業員100人以下)
	設備資金融資	中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者で、信用保証協会の保証残高が2000万円以下 (新規申込額を含む) の次に該当するもの (利用にあたっては、事前に信用保証協会の保証残高を確認しておく必要があります) (1) 常時使用する従業員の数が20人 (商業、サービス業は5人) 以下で、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種※に属する事業 (以下「特定事業」という) を行うもの (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社および個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの (宿泊業、娯楽業は20人以下) (3) 事業共同小組合で、特定事業を行うものまたはその組合員の3分の2以上が特定事業を行ない、組合員全員が区内に事業所を有しているもの (4) 特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する組合員の数が20人以下で、組合員のうち事業を行なうものは区内に事業所を有しているもの (5) 特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下で、組合員全員が区内に事業所を有しているもの (6) 医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下のもの (ただし、(1)から(5)に掲げるものを除く) ※農業・林業 (素材生産業および素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業 (保険媒介代理業および保険サービス業を除く) 以外の業種
普通融資	小規模企業資金融資 (全国統一保証制度の小口零細企業保証制度に沿った融資)	環境保全や資源対策等に取り組むための資金を必要とする者で、次のいずれかに該当するもの (1) ISO14000シリーズ・ISO50001シリーズの資格取得に要する経費 (2) 省エネルギー・資源リサイクルの導入に要する経費 (3) 緑化の推進に要する経費 (4) 事業所内のバリアフリーの推進に要する経費 (5) 健康増進の取り組み (受動喫煙の防止措置等) に必要な経費 (6) 公害の発生・被害防止のために要する経費 (7) 低公害車の購入に要する経費 ※この融資利用については、環境課においてエコフォワード事業者登録申請が必要となります
特別融資	環境推進対策融資	施設、設備の近代化に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 情報システム等の導入または、買替によって経営効果の向上を図る者 (2) 機械、設備等の導入または入替を行なう者 (新製品に限る) (3) 区内の作業場等の新築、改築等を行う者 (4) 区内の商業施設 (卸売業、小売業又はサービス業 (身近な生活を支えるサービス業) に限る) の新築、改築等を行う者 (5) BCP (事業継続計画)に基づく自家発電装置等の設置及び防災関係物品の購入を行う者 (6) 火災等により事業施設、資財等に損害が生じ、緊急に復旧のための資金を必要とする者
	経営基盤強化融資	景気低迷や取引先の倒産、金融環境の変化等により事業活動に影響を受け、経営の基盤強化のため、資金を必要とする者で、次のいずれかに該当するもの (1) 景気低迷の影響を受け、最近3か月間 (※1) の売上高等が前年同期と比較して減少しているもの (2) 取引先の倒産等により、回収不能な売掛債権を有しているもの (3) 取引先の支払い方法の変更等により、資金繰りに困難を来たしているもの (4) 取引先金融機関の破綻等により、資金繰りに困難を来たしているもの
	小規模企業特別支援融資	常時使用する従業員の数が20人 (商業、サービス業は5人) 以下のもの
	季節資金融資	次のいずれかの資金を一時的に必要とする者 (休日等で始期・終期が前後します) (1) 夏季資金 (申込期間) 6月1日から同年7月31日まで (2) 年末資金 (申込期間) 10月1日から同年11月30日まで (3) 年度末資金 (申込期間) 1月10日から同年3月1日まで
	創業支援融資	事業を営んでいない者が、荒川区内において、新たに事業を創業しようとする場合 (創業した日から1年未満のものを含む) で、次のすべてを満たすもの なお、支店や営業所を開設する場合や事業拡大に伴い事業所等を新たに開設する場合等は、利用できません。 (1) 新たに営もうとする業種は、信用保証協会の保証対象業種であること (2) 許認可等を必要とする事業の場合には、許認可等を受けていること (3) 法人として事業を営もうとする場合には、区内で本社登記 (事業実態を伴う) をすること (4) 申込者の具体的な事業計画に基づいて、区が行う企業診断等により認められること
	新分野進出等支援融資	新製品・新技術の開発や成長・発展の可能性のある分野への進出等を行い、経営の活性化を図ろうとする者で、次のいずれかに該当するもの (1) 新製品・新技術の研究開発や需要の開拓、または発展の可能性のある分野への進出等について具体的な計画を有する者で、区が行う企業診断等で適切と認められるもの (2) 東京都知事等の承認を受けた経営革新計画を有し、その計画に基づく資金を必要とするもの

※ 1 最近3か月とは、申込月の前月とその前2か月間 (前月の会計処理が済んでいない場合には、前々月とその前2か月) をいいます

(令和7年4月1日現在)

	資金使途	融資限度額	年利 1.9%		返済期間 (据置期間1年を含む)		保証人および 担 保	信用保証料 補 助		
			本人負担	区負担	運転資金 8年以内	設備資金 10年以内				
	運転資金	2000万円	1.4%	0.5%	運転資金 8年以内	10年以内		$\frac{1}{2}$ 補助		
	設備資金	2500万円			設備資金 10年以内					
	運転資金 設備資金 運転設備併用	2000万円	0.6%	1.3%	運転・運転設備併用 設備資金 ※借換の場合 対象：返済を6か月以上継続 据置期間：なし 借用保証料補助：なし 資金使途：運転資金のみ	7年以内 10年以内		全額補助		
	設備資金 (1)のみ運転資 金運転・設備 併用可能	1500万円	0.6%	1.3%	7年以内 (1)のみ、運転設備併用資金 5年以内	7年以内 5年以内 5年以内	個人…原則と して不要 法人…原則と して代表者 担保…必要 に応じて	全額補助 ※2		
	設備資金 (6)のみ運転資 金運転・設備 併用可能		0.5%	1.4%	設備資金 運転資金 運転・設備併用					
	運転資金	2000万円	0.6%	1.3%	運転	5年以内				
		500万円								
	運転資金	500万円	0.5%	1.4%	1年以内 (据置期間6か月を含む)	5年以内 7年以内		全額補助 ※2		
	運転資金 設備資金 運転設備併用	1500万円	0.5%	1.4%	運転・運転設備併用 設備資金					

※2 信用保証料は、特別融資3本目の利用から補助率2分の1です
 ※年利の適用期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日です

融資の種類、ご利用いただける方の要件、融資条件等の概要は下記のとおりです。詳細は、経営支援課融資係にご相談・お問い合わせください。

融資の種類		ご利用いただける方
特別融資	事業承継支援融資	<p>次のいずれかに該当する者で、区が事業計画を審査して適切と認められるもの</p> <p>(1) 事業承継を5年以内に行う見込みを有し、事業計画を策定してその実行に取り組むもの</p> <p>(2) 事業承継を行ってから5年を経過していない事業者で、事業計画を策定して経営の安定化および事業の活性化等に取り組むもの</p> <p>(3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けたもの</p>
	工場・社員住宅等建設資金融資	区内において、工場または社員住宅（2戸以上）等の新築または建て替え等を行い、経営の活性化を図ろうとする製造業を営む者
	経営改善借換融資	<p>現在返済している区制度融資の残額を、一本にまとめて借換することにより、毎月の返済負担を軽減することができる者で、借り換える区制度融資は、原則として元金返済を6か月以上継続しているもの</p> <p>(1) 借換のみを行う場合は、借換する区制度融資は複数とし、残額の合計金額とする。</p> <p>(2) 新たに資金を追加する場合は、追加する資金と借換する区制度融資の合計金額で、新たに追加する資金は500万円を限度とする。ただし、毎月の返済金額が借換される区制度融資の毎月の返済金額の合計額の範囲内とする。</p> <p>※他の金融機関を含む場合は、所定の「借換同意書及び誓約書」を提出すること</p>
	共同化融資	区内の中小企業者により組織された団体が共同事業を行う場合

荒川区商店街の歌

しあわせ通り～荒川区商店街の歌～

作詞 高野 政義 作曲 弦 哲也

1 さわやかな 風が流れる このまちに
笑顔が集まる 場所がある
にぎわい 商い いい出会い
したまち あらかわ 商店街
元気いっぱい 元気いっぱい しあわせ通り

2 夕焼けの 空が広がる このまちに
みんなにやさしい 場所がある
いきいき 普段着 心意気
ふるさと あらかわ 商店街
声もはずむよ 声もはずむよ よろこび横丁

(令和7年4月1日現在)

資金使途	融資限度額	年利1.9%		返済期間 (据置期間1年を含む)	保証人および 担保	信用保証料 補助
		本人負担	区負担			
運転資金 設備資金 運転設備併用	1500万円	0.5%	1.4%	運転資金 設備資金 運転設備併用	7年以内 10年以内 7年以内	個人…原則と して不要
設備資金	4000万円 (4000万円を 限度として加 算制度あり)	0.6%	1.3%	10年以内	法人…原則と して代表者	全額補助 ※2 (申込額1500万 円以内に相当す る部分に限る)
				7年以内 (据置期間なし)	担保…必要に 応じて	本人負担
運転資金 (借換)	3000万円 (追加資金は 500万円以 内)			運転資金 設備資金	5年以内 10年以内	理事または役 員全員
運転資金 設備資金	運転資金 1000万円 設備資金 1億円					全額補助 ※2 (申込額3000万 円以内に相当す る部分に限る)

※2 信用保証料は、特別融資3本目の利用から補助率2分の1です

※年利の適用期間は、令和7年4月1日～8年3月31日です

荒川区商店街の歌

3 あしたへの 夢があふれる このまちに
いつでも明るい 場所がある
にこやか なごやか 人の仲
ぬくもり あらかわ 商店街
心ふれあう 心ふれあう しあわせ通り



中小企業の福利厚生事業

一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター
荒川区営業所は、中小企業に勤める方や事業主の皆さんを会員に、次のような事業を実施しています。

◎給付事業

会員を対象に、お祝い事や万一のご不幸があった場合、各種給付金を支給します。

給付金の内容

	給付事由	金額		
祝金	結婚	会員の結婚	2万円	
	金婚	会員が婚姻50年	1万円	
	銀婚	会員が婚姻25年	1万円	
	出産	会員に子どもが出生	1万円	
	入学	会員の子が小・中学校	1万円	
	20歳	会員が満20歳	1万円	
見舞金	入院	14日以上	7000～3万円	
	障がい	会員の障がい	70歳未満	4万～10万円
			70歳以上	3万円
弔慰金	住宅災害	会員の住宅	1万～10万円	
	会員	70歳未満	10万円	
		70歳以上	5万円	
	配偶者	会員の配偶者	2万円	
	子	会員の子	1万円	
	親	会員の実親	1万円	

※給付金は、センターの会員になった日から3か月を経た後に発生した事由に対して支給します。給付の請求は、給付事由が発生した日から1年以内です

◎福利厚生事業

- 宿泊費用、インフルエンザ予防接種費用、人間ドック費用等の一部を補助します
- レジャー・スポーツ施設…東京ディズニーリゾート、東武動物公園、あらかわ遊園等の遊園地、プール、荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス、スポーツクラブ、映画館、日帰り温泉施設等が割引料金で利用できます
- 入場券のあっせん…観劇コンサート、プロ野球等の入場券をあっせんします
- 区内共通お買い物券、都内共通入浴券、図書カード等を割引料金であっせんします
- レクリエーション事業…ホテルの食事券のあっせん等をしています

◎会員になるには

○入会できる方…区内の従業員数500人以下の中小企業に勤務する従業員および事業主

※原則として事業所単位での加入となります

○入会金…200円（1人）

○会費…500円（1人・月額）

※希望する方には、制度や加入の説明に伺います

※会員以外の方も利用できる事業もあります

問 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター
荒川区営業所

荒川区荒川12-2-3（区役所6階）

☎ 3806-7581

ホームページアドレス

<https://www.tokyo-kinrou.jp/>

中小企業退職金共済制度

退職金制度を設けることが困難な中小企業のための制度です。掛金の一部を国が助成し、外部積立型で管理が簡単です。

問 独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

豊島区東池袋1-24-1 ☎ 6907-1234

ホームページアドレス

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>